

51. 昭和32年度民間学術研究機関補助金の交付について

〔諮問〕

文大術第16号

日 本 学 術 会 議

昭和32年度民間学術研究機関補助金の交付について、別紙の機関から申請がありましたので、民間学術研究機関の助成に関する法律第5条により、審査の方針および対象の範囲について諮問します。

昭和32年5月17日

文部大臣 灘 尾 弘 吉

注) 民間学術研究機関補助金申請機関は、答申の申請研究機関名と同一であるので省略した。

[答申]

庶発第386号

昭和32年5月31日

文部大臣 灘 尾 弘 吉 殿

日本学術会議会長 茅 誠 司

昭和32年度民間学術研究機関補助金の審査の方針および対象の範囲について

〔昭和32年5月17日付文大術第16号による諮問に対する答申〕

標記のことについて、本会議第129回運営審議会の議を経て、下記のとおり答申いたします。

#### 記

##### 1. 審査の方針

民間学術研究機関の助成に関する法律第5条第1項の第1号ないし第3号の要件によるべきであるが、その際、特に次の点に留意することが望ましい。

- (1) 研究業績が優秀顕著であり、研究員、研究施設の相当充実している研究機関を重視すること。
- (2) 補助金の交付によって、事業が継続できる見通しを有する研究機関を対象とすること。
- (3) 学術上きわめて特色のある研究を現に遂行している研究機関については、その研究業務に支障をきたさないよう考慮すること。
- (4) 補助金の交付先及び額を決定するに当たっては、文部省の民間学術研究機関助成協議会にはかり、その意見を聞くこと。その際、営利会社と関連のある研究機関については、研究の公益性を重視すること。

## 2. 対象の範囲

民間学術研究機関の助成に関する法律第5条第1項の第1号および第2号を基として、別紙のとおり認定する。

認定の符号中、A（A'はAに準ずるもの）Bは助成するに適格なものを示し、Cは不適格なものを示す。

昭和32年度民間学術研究機関補助金認定一覧

申請研究機関名	認定欄
社団法人 部落問題研究所	A
財団法人 日本民族学協会	A
〃 黎明会徳川林政史研究所	A
〃 日本常民文化研究所	A'
社団法人 中国研究所	A
財団法人 ソ連問題研究会	B
〃 太平洋問題調査会	B
〃 三菱経済研究所	A
〃 政治経済研究所	A
〃 世界経済調査会	A
〃 九州経済調査協会	A
〃 国民経済研究協会	A
〃 日本経済研究所	A'
〃 資源科学諸学会連盟資源科学研究所	A
〃 計数研究所	A
〃 小林理学研究所	A
〃 黎明会徳川生物学研究所	A
〃 服部植物研究所	A
〃 山階鳥類研究所	A
〃 電気磁気材料研究所	A

申請研究機関名	認定欄
財団法人 豊田理化学研究所	A
〃 名古屋産業科学研究所	A
〃 金属工業研究所	A
〃 応用科学研究所	A
〃 電磁応用研究所	A
〃 石炭総合研究所	A
〃 日本色彩研究所	A
〃 大日本ゴム研究所	A
〃 木原生物学研究所	A
〃 日本農業研究所	A
〃 大日本蚕糸会蚕糸科学研究所	A
〃 日本園芸生産研究所	A'
〃 労働科学研究所	A
〃 化学療法研究会化学療法研究所	A
〃 乙卯研究所	A
〃 癌研究会癌研究所	A
〃 佐々木研究所	A
〃 医薬資源研究所	B
〃 日独文化研究所	C